

契約に際しては、本契約書（案）を基本とし、電気料金の構成、算定及び支払の方法並びに契約方法等については、落札業者と個別協議の上、落札業者の電気契約要綱等に応じて、条文等の詳細を決定することとします。

契約書

島根県（以下、「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下、「受注者」という。）は、島根県企業局施設で使用する電力の調達について次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- （1）契約の件名 島根県企業局施設で使用する電力の調達
（2）供給場所 別添仕様書による。
（3）供給期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
（4）供給仕様 別添仕様書による。
（5）供給条件 別添仕様書による。
（6）契約単価 契約単価表（別紙1）による。
（7）契約保証金 (A) 免除
 (B) 〇〇〇〇円
（8）適用要綱等 受注者が別に定める電気契約要綱、標準料金表及び高圧選択要綱（高圧電力P）（以下、「電気契約要綱等」という。）

（使用電力の計量及び検針）

第2条 毎月の電力量の計量日は、毎月末日24時とし、検針日は、受注者が定め、通知する。

2 受注者は、計量日に記録された電力量計の読み取り値により使用電力量を計算し算定する。

（電気料金の算定期間）

第3条 電気料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日前日までとし、当該期間を1月とする。

（電気料金の算定）

第4条 電気料金は、契約電力に第1条の基本料金単価を乗じて得た額から当該月における力率に応じ割引又は割増した額と、第2条で計量した当該月における使用電力量に第1条の電力量料金単価を乗じて得た額に燃料費等調整額を差し引き若しくは加えた額を合計した額から、割引額（固有の割引額がある場合は、別紙1により算定した額）を差し引いた金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金を加算した額とする。

（請求及び支払）

第5条 受注者は、前条の規定により算定した料金を1月毎に、発注者が指定する場所に請求するものとする。

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に当該請求額を支払わなければならない。

（契約電力）

第6条 契約電力が、500kW未満の場合、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500

kW以上となるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を決定するものとする。

- 2 契約電力が、500kW以上の場合、契約電力は、1年間を通じての最大需要電力に基づき、発注者と受注者が協議して決定するものとする。
- 3 前項において、契約電力の変更が必要な場合は、発注者と受注者が協議して契約電力を決定するものとする。
- 4 発注者は、前項の規定によらないで契約電力を超えて電気を使用した場合、遅滞なく受注者と協議して契約電力を適正なものに変更するものとする。
- 5 前項の場合、その契約電力の超過が受注者の責めとなる理由による場合を除き、発注者は、契約超過金として受注者の電気契約要綱等に基づき算定した額を受注者の指定する期限までに支払うものとする。
- 6 契約電力が500kW未満の場合、契約受電設備の減少等により、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、電気契約要綱等に基づき、発注者と受注者が協議して契約電力を決定するものとする。

(使用電力の増減)

第7条 発注者の使用電力量は、使用予定電力量を上回り、又は下回ることができる。

(履行遅滞)

第8条 受注者は、正当な理由によらないで、納入期限までに納入しない場合は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅滞に係る代金に対し年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を発注者に支払わなければならない。

- 2 発注者は、正当な理由によらないで第5条第2項に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に代金を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(費用負担)

第10条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、受注者の負担とする。

(契約内容の変更等)

第11条 受注者は、電気契約要綱等の変更により、契約単価及び契約の内容を変更する必要がある場合は、発注者と協議して変更することができる。

(協議解除)

第12条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議してこの契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除)

第13条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

(契約の解除)

第14条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が正当な理由によらないで、この契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 受注者が正当な理由によらないでこの契約条項に違反したとき。
- (3) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。
- (4) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

(違約金等)

第15条 受注者は、前条第1号、第2号又は第5号の規定により、この契約を解除されたときは、第1条に規定する契約単価に別添の電気供給仕様書で示す予定契約電力及び使用予定電力量等を乗じて得た額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。

※第1条第7号（契約保証金）で（A）を用いる場合

- 2 発注者は、前条の規定により契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。
- 3 連合等不正行為があった場合の違約金に関する特約条項を別紙2に定める。

※第1条第7号（契約保証金）で（B）を用いる場合

- 2 発注者は、第1条第7号の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。
- 3 発注者は、前条の規定により契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。
- 4 連合等不正行為があった場合の違約金に関する特約条項を別紙2に定める。

(秘密の保持)

第16条 発注者及び受注者は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを第三者に漏らし、又は利用してはならない。この契約終了後においても同様とする。

(協議)

第17条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して決定する。

本契約の締結を証するためには、本書2通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　松江市殿町8番地
島根県
島根県知事　　丸山　達也

受注者

施設名 _____

契約単価表

施設名		○○
基本料金		円／kW
電力量料金	4月	円／kWh
	5月	円／kWh
	6月	円／kWh
	7月	円／kWh
	8月	円／kWh
	9月	円／kWh
	10月	円／kWh
	11月	円／kWh
	12月	円／kWh
	1月	円／kWh
	2月	円／kWh
	3月	円／kWh

(上記単価は、消費税及び地方消費税相当額を含む。)

固有の割引制度に係る項目

- ※ 固有の割引がある場合は、割引に係る係数等を記載する。
- ※ 書式は任意とする。

違約金に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、本特約が添付される契約と一体をなす。

(違約金)

第2条 受注者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者は、発注者の請求に基づき落札金額（入札書に記載された3年間予定総額。以下同じ。）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が認めるときは、この限りではない。

- (1) この契約に関し、受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条に違反し、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく命令（以下「排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(履行遅滞)

第3条 受注者は、第2条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わなかつた場合は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、落札金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(その他)

第4条 この特約は、本特約が添付される契約による履行が完了した後においても適用があるものとする。

暴力団排除に係る特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）の基本理念に基づき、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(下請等からの排除)

第2 受注者は、本契約に係る業務の下請又は再委託（受注者が直接又は間接に指揮監督を行うべきもので、数次の下請又は再委託を含む。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を関与させてはならない。

(契約解除)

第3 発注者は、受注者又は本契約の下請負人が島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）第4条第1項の規定により入札等排除措置対象者に指定された場合は、本契約を解除するものとする。

(不当介入等への対応)

第4 受注者は、本契約の履行に当たって暴力団等から不当介入又は下請等への参入の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、発注者に報告するとともに警察に通報しなければならない。

- (2) 受注者は、本契約の下請負人が不当介入等を受けたときは、当該下請負人が直ちに警察に通報するとともに受注者に報告するよう指導を行わなければならない。
- (3) 受注者は、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがある場合は、発注者と協議しなければならない。
- (4) 不当介入等を受けた受注者又は下請負人が、上記（1）又は（2）の報告及び通報を怠ったと認められるときは、発注者は受注者に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。